

適合証明業務（フラット 35）料金の改定について

令和 5 年 5 月 29 日

日頃より、株式会社確認検査機構トラストをご利用いただき、誠にありがとうございます。
令和 5 年 7 月 1 日申請受付分より適合証明業務（フラット 35）の料金を改定させて頂くこととなりました。詳細は下記をご覧ください。

改定後の適合証明業務料金

当機関にて建築確認申請を受けた一戸建て住宅及び長屋（1 住戸ごと）の適合証明業務料金は「別表 1-1 の基本料金」と「別表 1-2 の加算料金」の合計です。

別表 1-1 基本料金表（税込 10%）

	設計検査	中間現場検査 ※1	竣工現場検査
通常申請	22000	11000	16500
竣工済特例	38500		
建設性能評価活用（※当該申請を当機関に申請）	-	-	11000
長期優良住宅・設計住宅性能評価活用（※当該申請を当機関に申請）	-	11000	16500

※1 住宅瑕疵担保保険の検査または建築基準法の中間検査を当機関で実施したものは中間現場検査を省略することができます。

* 当機関以外の確認申請による場合は、上記料金×2.0 とします。

* 竣工済特例の料金には、設計検査料金及び竣工現場検査料金が含まれています。

別表 1-2 加算料金表（税込 10%）

【フラット 35】S 及び ZEH 基準の種別		加算料金
省エネルギー性 ※2		2200
耐震性		11000
バリアフリー性		2200
耐久性・可変性		2200
ZEH	当機関の BELS 評価書による場合	11000
	当機関以外の BELS 評価書による場合	22000
	ZEH oriented のうち、BELS 評価書によらない場合	44000

* 当機関において設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※2 次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

- 認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

改定日

令和 5 年 7 月 1 日 受付分より